11　森林情報指導官は、国有林野の森林資源に係る情報処理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～9　（略）

10　樹木採取権登録官は、樹木採取権の登録に関する事務を行う。

11～13　（略）

（企画官、監査官及び森林情報指導官）

第四百二十九条　北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官五人、監査官六人及び森林情報指導官一人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人及び監査官四人及び森林情報指導官一人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官六人、監査官四人及び森林情報指導官一人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官四人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官四人、監査官二人及び森林情報指導官一人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官一人及び森林情報指導官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人及び監査官二人を置く。

（新設）

11　（略）

（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）

第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。

2～9　（略）

（新設）

10～12　（略）

（企画官及び監査官）

第四百二十九条　北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官六人及び監査官六人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人及び監査官四人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官七人及び監査官四人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官五人及び監査官三人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官五人及び監査官二人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人及び監査官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人及び監査官二人を置く。

森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官一人、監査官二人及び森林情報指導官一人を置く。

2～4　（略）

5　森林情報指導官は、国有林野の森林資源に係る情報処理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対

2～4　（略）

（新設）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対